

山梨県公報

第二千五百八十九号

平成二十八年

三月十七日

木曜日

目次

廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定	一五五
保安林の指定の予定	一五五
家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施	一五五
県営土地改良事業計画の変更	一五八
道路の区域変更	一五八
公告	
指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件)	一五九
大規模小売店舗を設置する者の変更の届出	一六一
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出	一六一
開発行為に関する工事の完了について(三件)	一六二

告示

山梨県告示第九十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成二十八年三月十七日

山梨県知事 後藤 齋

一 指定区域

甲斐市大久保字村東千二百二十三番及び千二百五十四番一の各一部

甲斐市島上条三千百三十番の一部

中巨摩郡昭和町押越字下村前二百十九番一の一部及び同町押越字下村前二百十九番

二

南巨摩郡南部町万沢字播摩五千九百七十九番十の一部

二 埋立地の区分

山梨県公報 第二千五百八十九号 平成二十八年三月十七日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第一号

山梨県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年三月十七日

山梨県知事 後藤 齋

一 保安林の所在場所

斐崎市神山町北宮地字白須場沢二二五五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白須場沢二二五五の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び斐崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成二十八年三月十七日

山梨県知事 後藤 齋

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法

<p>牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため</p>	<p>甲府市、 市、南アルプス市、 甲斐市、 及び中 央市並 びに南 巨摩郡 及び中 巨摩郡 の区域</p>	<p>富士吉 田市、 都留市 、山梨 市、大 月市、 笛吹市 、上野 原市及 び甲州</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に 象家畜を飼育している区域 又は家畜が死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日</p>	<p>一 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査（急速凝集反応法） 2 酵素免疫測定法による検査 3 補体結合反応検査 4 その他必要な検査 二 結核病検査 1 ツベルクリン検査（皮内注射法） 2 その他必要な検査</p>
<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>市並びに西八代郡、南都留郡、北都留郡及び北杜市の区域</p>	<p>富士河口湖町の区域</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p>	<p>二 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>
<p>一 予備的抗体検出法による検査 二 リアルタイムPCR法による検査 三 ヨーニン検査 四 その他必要な検査</p>					

	<p>富士河口湖町の区域を除く 県内全域</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>
--	------------------------------	--

<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。</p>	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンブロット法による検査 三 免疫組織科学的検査</p>
<p>アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの</p>	<p>同</p>	<p>一 中和反応検査 二 臨床検査</p>
<p>馬伝染性貧血の発生予防のため</p>	<p>北杜市 小淵沢 町のう ち上笹 尾、下 笹尾及 び松向 以外の 区域</p>	<p>実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬で家畜伝染病予防法第十三条第一項の届出をしている馬及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認められた馬以外の馬</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>
<p>実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬で家畜伝染病予防法第十三条第一項の届出をしている馬及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認められた馬以外の馬で飼育している区域</p>	<p>上笹尾、下笹尾</p>	<p>実施区域内で飼育している生後百八十以上の馬で家畜伝染病予防法第十三条第一項の届出をしている馬及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認められた馬以外の馬で飼育している区域</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

豚コレラの発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法 二 蛍光抗体法 三 その他必要な検査
高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため	県内全域	実施区域内で百羽以上の家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下この項において同じ。)を飼育している農場又は十羽以上のだちようを飼育している農場で飼育されている家きんで、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	一 酵素免疫測定法 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウィルス学的検査 四 その他必要な検査
家きんサルモネラ感染症の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している種鶏	同	凝集反応検査(急速凝集反応法)
腐蛆病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査

山梨県告示第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業

上野原南部地区)の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成二十八年三月十七日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
 - 二 縦覧期間
平成二十八年三月十八日から同年四月十五日まで
 - 三 縦覧場所
上野原市役所
 - 四 異議申立期間
平成二十八年四月十八日から同年五月二日まで

山梨県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年四月七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山中湖忍野富士吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南都留郡忍野村忍草字高堀六三七番一地从先から	旧	一三・六 六四・二	二九二・〇
南都留郡忍野村忍草字笹見原一九一九番一地从先まで	旧	一三・八 五七・七	一九四・三
	新	一〇・八	二一九・三

公 告

新	一三五・一	
	一三三・六	
	三五・九	二九二・〇

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十八年三月十七日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町上之平字桐ヶ久保一七九三	石部幸、石部崇
南巨摩郡身延町一色字樋口四八九九	無限責任一色負債整理組合
南巨摩郡身延町一色字大子五一四七、五一五六	佐藤一

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年二月十六日農林水産省告示第四百三十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十八年三月十七日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町三沢字楠田四四七四の戊、四四七九から四四八三まで	高野藤長
南巨摩郡身延町切房木字細久保一一一六	中沢賢三
南巨摩郡身延町切房木字細久保一一一九	池田富義
南巨摩郡身延町切房木字細久保一一一八の一、一一一八の二	赤池樹律
南巨摩郡身延町大磯小磯字下向一一一から一一三三まで、字森向一一三六五から一一三六七まで	伊藤正雄
南巨摩郡身延町大磯小磯字森向一一二四、一一二八から一一三〇まで	伊藤昭次
南巨摩郡身延町大炊平字五條一八七、一八八	伊藤古壽
南巨摩郡身延町古閑字ウトウ久保三六七九、三六九〇、三六九四、三六九五	伊藤隆三

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年二月十六日農林水産省告示第四百三十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二七四、一二七五	保坂一郎
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二七六	土橋玉作
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二七九	若宮喜一
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二八〇、一二八一、一二八二の内	若宮寅吉

南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二七六の内一

佐野詮

南巨摩郡身延町久成字上ノ平三三三三

佐野留吉

南巨摩郡身延町久成字湯木平二八〇五

秋山藤元

南巨摩郡身延町久成字湯木平二八〇四の一、二八〇四の三

秋山亀吉

南巨摩郡身延町久成字白金沢上二七四四

佐野徳造

南巨摩郡身延町久成字白金沢上二七五六

佐野喜一郎

南巨摩郡身延町久成字白金沢上二七五九

増田興正

南巨摩郡身延町久成字白金沢上二七四三の一から二七四三の五まで、二七五三

佐野吉造

南巨摩郡身延町西嶋字大沢三八六一

小松忠治郎

南巨摩郡身延町西嶋字白欠三三三四

笠井協平

南巨摩郡身延町西嶋字白欠三三四〇の一

望月義光

南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂三三一一、三三一一六の一、三三一一六の二

佐野嘉盛

南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂三三三二七、三三三二八

栄室寺

南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂三三三三一

望月治右工門

南巨摩郡身延町西嶋字薬師堂三三〇八の一から三三〇八の四まで、三三〇九

望月章一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年二月十六日農林水産省告示第四百三十二号

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年七月十九日まで縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地
河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中村一信 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 河口湖ショッピングセンター
(二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外

2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地
河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中村一信 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地

3 変更の年月日

平成二十七年十一月二十五日

三 届出年月日

平成二十八年二月十六日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年七月十九日まで縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住	所
河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地	
河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中村一信 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地	

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 河口湖ショッピングセンター
 (二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 九百二十二台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 五百二十一台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 二十八箇所 位置 届出の図面のとおり	数 十七箇所 位置 届出の図面のとおり

3 変更する年月日

平成二十八年十月十七日

三 届出年月日

平成二十八年二月十六日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館 一階山梨県県民情報センター

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。
平成二十八年三月十七日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲州市塩山小屋敷字上原二〇五の一、二二〇五の二、二二〇七の一、二二〇八の一、二二〇九の一、二二一〇の一、二二一四の一、二二一四の二、二二一六の一、二二一六の三、二二一六の四、二二二〇、二二二一の一、二二二三の一、二二三四の一、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇の一、二二三〇の二、二二四〇の一及び水の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区鍛冶町一丁目四番七号 株式会社アスカインデックス 代表取締役 田中 礼右

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十八年三月十七日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲州市塩山三日市場字乙川戸前五五二の四、二五五二の五、二五五二の一、二五五二の三、二五五二の四、二五五二の五、二五五三の一、二五五三の二、二五五三の三、二五五四の一、二五五四の二、二五五四の三、二五五七の一、二五五七の二及び二五五七の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都府中市宮町一丁目四十番地十階 富士精密株式会社 代表取締役 神尾 禎志

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十八年三月十七日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市上吉田字唐松入四八二の三、四八二の六の一部、四八二五の一、四

山梨県知事 後 藤 齋

八二五の内一、四八三七の二一、四八四〇の一、四八四〇の三及び四八四〇の内一の
区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡県浜松市中区曳馬六丁目二十二番十号 株式会社 セイフコ 代表取締役
邊 忠隆 渡

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番